

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

うるま市長 中村 正人

市町村名 (市町村コード)	うるま市 (472131)
地域名 (地域内農業集落名)	宮城島地区 (桃原、宮城、上原、池味、平安座)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年9月10日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・本地区は、サトウキビや甘しょを中心とした農業が行われている地域である。
- ・土地改良による基盤整備された農地では、かんがい施設が整備されている。その一方で、基盤整備外では農業用水の確保が難しい現状がある。
- ・土地改良区内でも遊休地が増えており、解消するために農業者同士の定期的な話し合いが必要である。
- ・農業者の高齢化、後継者不足の課題があり、10年後に向けて次世代の育成が必要である。
- ・所有者不明農地があり、遊休地解消や規模拡大の妨げとなっている。
- ・牧草地と隣接農地では、農地利用に関する課題がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・宮城島地区は、サトウキビや甘しょを中心とする。
- ・連作障害を防ぐため、サトウキビ、甘しょ等の複合化に取り組む。
- ・高齢化による離農の対策として後継者の育成に取り組む。
- ・耕作放棄地の再生(解消)に取り組むとともに耕作放棄地発生 of 未然防止を図る。
- ・農業用機械の共同購入で経費削減及び効率化を図る。
- ・農地への不法投棄については、自分の農地でなくても関心を持ち、発見したら連絡をする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

土地改良区域内及びかんがい施設受益地、多面的機能交付金対象地、基盤整備事業対象地に含まれる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を通じて、農業を担う者へ集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については、農業委員や農地利用最適化推進委員による調整を推進し、農地中間管理事業の活用を基本とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業については、地域の状況に応じて検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
宮城島地区で営農している担い手を中心に育成する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JAおきなわ中部地区さとうきび対策室において、さとうきび生産者から収穫機械の作業、さとうきびの植付作業の委託を受託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③地域の法人経営体において、サトウキビにおけるスマート農業の導入について検討していく。